

3 生徒心得

本校生徒は、下記による生徒心得を遵守し、校風の向上に努めること

- 1 校是（心技一体）、校訓（誠実、剛健、自主、創造）の実現をはかるよう努めること
- 2 学校生活は次の事項を守り、基本的生活習慣の確立をはかること
 - (1)理由のない欠席、早退、遅刻をしないよう最善の努力を払うこと
 - ① 登校はショートホームルーム開始時までとし、遅刻した場合は、職員室にて遅刻カードに理由を記入し、教頭先生、および学年の先生に印をもらうこと。
 - ② 欠席をするときは、必ず保護者が当日電話等により学校へ連絡すること。
 - ③ 早退をするときは、担任又は副担任にその旨を連絡し、担任の指示に従うこと。
 - (2)学習用具を完全に準備し、学業生活に万全を期すること
 - ① 授業開始のチャイムと同時に着席し、学習用具を机上に準備し、教師の入室を待つこと。
 - ② 起立の号令で静粛に挨拶し、学習すること。
 - ③ 授業中は学習に取り組み、他人に迷惑をかけない。
 - ④ 教科書、ノート、辞書など日常的に使用する学用品は必ず自宅へ持ち帰り、家庭学習に励む。
 - ⑤ 自分の学力に応じた学習計画を立て、また教師に質問するなど、積極的な学習活動に励む。
 - (3)校内生活態度を模範的にし、本校の校風を高めること
 - ① 服装、頭髮、所持品等については別に定める規定を厳守する。
 - ② 廊下、階段の歩行は右側通行を原則とし、走ることを厳禁する。
 - ③ 教師及び外来者に対しては、挨拶をする。
 - ④ 校内は学業に励むところであるから、大声を出して騒々しくすることは許されない。
 - ⑤ 登校後、外出は原則禁止とする。必要があるときは定められた手続きをとり許可を受ける。
 - ⑥ 生徒間における金銭ならびに物品の貸借はこれを禁止する。
 - (4)携帯電話の持ち込みについては、以下のことを必ず守ること
 - ① 基本的な携帯電話のマナー・ルールを守ること。
 - ② 使用許可時間帯は、休み時間、放課後に限る。
 - ③ 決められた使用時間内で、使用を許可する場所は、教室、ベランダ、部室のみとする。
(上記以外の場所での使用は、禁止とする。実習の時間については、担当の先生の指示に従うこと。)
 - (5)部室使用にあたっては次の事項に留意すること
 - ① 原則として放課後以外の部室の使用を禁止する。
 - ② 部室は常に清掃と整理整頓に努め、戸締まりを忘れないこと。
 - ③ 現金、腕時計等の貴重品の管理を十分にし、盗難などに合わないよう万全を期すこと。
 - ④ 校庭や各部の練習場は、心身鍛練の場であることをふまえ、常にきれいに整備すること。
 - (6)施設設備を大切に、校舎内外の清掃、整備に励むこと
 - ① 日直当番は黒板、教卓の周辺を常にきれいにし、体育、実習における教室の戸締まりを行う。毎日学級日誌を記録し、担任に提出する。
 - ② 清掃当番は、教室内、廊下、ベランダの清掃、机の整理整頓、ゴミの処理等に留意し、清掃後は担任又は副担任の指導を受ける。(教室以外の清掃区域は、担当の先生の指導に従うこと。)
 - (7)禁止事項として、次の者は軽重に従い訓告、特別指導等の指導を受ける
 - ① 窃盗、詐欺、暴力を行った者。
 - ② 試験等において不正行為をした者。
 - ③ 対教師暴言及び暴力をした者。
 - ④ 指導拒否及び授業妨害をした者。
 - ⑤ 飲酒、喫煙、パチンコ、その他一切の賭博行為、薬物乱用をした者。
 - ⑥ 不健全な飲食店、娯楽場の出入りをした者。
 - ⑦ 風紀を乱した者。公共物を破損した者。
 - ⑧ いじめ、誹謗中傷を行った者。
 - ⑨ 情報通信機器等の不正使用をした者。
 - ⑩ 容姿の改善がみられない者。
 - ⑪ 遅刻常習、無断欠席・欠課・早退をした者。
 - ⑫ 交通違反をした者。許可なく原動機付自転車、自動二輪、自動車の運転免許を取得した者。
 - ⑬ その他生徒として、ふさわしくない行為をした者。

- 3 社会生活では次の事項を守り、本校生としての自覚と誇を持つこと
 - (1) 電車、バス等による通学者は、先を争って乗ることなく、また、車中では、老人、婦人、幼児に席を譲るなどの親切さをもつこと。
 - (2) 車中では言動に注意し、常に高校生らしい品位を保つように心がける。
 - (3) 定期券、生徒手帳、学割などの不正使用は絶対に許されない。
 - (4) 原動機付自転車、自動二輪、自動車の免許取得及び乗車に付いては別に定める規定を厳守する。
 - (5) 自転車通学についての規定
 - ① 通学届を提出する。
 - ② 自転車の保険に入る。(3年間加入)
 - ③ 自転車の後部に、学校指定のステッカーを貼る。
 - ④ 校内外問わず、指定された駐輪場に置き、必ず施錠すること。またU字型等の2つ以上の鍵を付けることを薦める。(盗難防止のため)
 - ⑤ ブレーキ、タイヤ、ライト等を定期的に点検し、事故防止に努める。
 - ⑥ 迷惑をかけないようにして、各自安全運転に心がける。
 - (6) 生徒は定められた通学路を往復すること。通学路以外の事故は学校安全会の適用を受けられない。
 - (7) アルバイトについては、次の規則を守ること。
 - ① アルバイトを希望する生徒は、保護者連署の上学校へ届け出、承認を受ける。
 - ② 福祉面から高校生にふさわしくない業務(酒席に侍する業務・特殊の遊興的客業など)、深夜営業(午後8時以降)、危険を伴う仕事など高校生にふさわしくないアルバイトは承認しない。
 - ③ 学業に支障をきたすと判断した場合には、承認を取り消すこともある。
注 「学業に支障をきたす」とは、成績不振の教科が2教科以上あること。
 - ④ 原則として、試験1週間前から、試験終了までの期間のアルバイトは禁止する。
 - ⑤ 届出の内容に変更が生じた場合は、すみやかに届け出る。
 - (8) 午後9時以降の夜間外出、無断外泊を禁止する。
- 4 家庭生活は次の通り実践し、よい家族の一員となること
 - (1) 家庭の一員として、応分の家事手伝いをして勤労に励むこと。
 - (2) 家庭における学習計画を立て、有効な家庭学習に励むこと。
 - (3) 翌日の学習準備に念を入れ、学用品を忘れることのないように配慮すること。
 - (4) 家庭で親に口答えをしたり、家族と争うことは生徒として恥ずかしいことである。
- 5 学校生活、社会生活及び家庭生活を通じ、言葉づかいに注意して場に応じた言語が使えるように努めること
 - (1) 教師や年長者との対話については敬語を交えて上品な言葉づかいができること。
 - (2) 事務室の窓口や図書館、保健室、購買部等では、礼儀正しく要領よく用件を話すことができること。
 - (3) 友人間においては、粗野な言動を慎み、自由な雰囲気話題に参加できること。
- 6 服装についての規定
 - (1) 標準服Ⅰについて(個別に配慮する)
 - ① 学生服(黒の詰め襟)を着用する。襟の高さは4cm程度とし、ボタン、校章(左襟)、学年章(右襟)は定められたものを用いる。裾丈は、指の第2関節より短い長さとし、ポケット口より20cm以上とする。袖ボタンは2個つける。
 - ② ズボンは、裾幅19cmを標準とし、ラップズボン、ボンタン、ハイウエスト(ベルトから上2cm以上)等のズボンははかない。ベルトは幅3cmのものを標準とし、細いベルト(幅2cm以下)の使用とベルトなしでの通学を禁止する。色は黒・茶で華美な装飾のないものとする。裾のシングル、ダブルは自由でワンタックもよい。ももの余裕は摘まんで5cm以内とする。裾は引きずらないこと。
 - ③ 学生服の下は、白のワイシャツかポロシャツ(胸ポケットサイズのワンポイント可)を着用する。
 - ④ 夏服の期間(6月1日から9月30日まで)は上着を着用しなくてもよい。その場合は、白のワイシャツかポロシャツを着用すること。袖の長短は自由である。
 - ⑤ ワイシャツの下は、学校指定または白の無地(胸ポケットサイズのワンポイント可)のシャツとする。
 - ⑥ 靴下は白・黒・紺等の華美でないものとする。
 - (2) 標準服Ⅱについて(個別に配慮する)
 - ① 本校規定の標準服を着用し、校章を付ける。
 - ② ブラウスは白とし、袖の長短は自由である。

- ③ 夏服の期間は(6月1日から9月30日まで)とする。
- ④ スカートの丈は膝の隠れる程度とする。
- ⑤ 靴下は白・黒・紺等の華美でないものとし、ストッキングを着用する場合は黒とする。
- (3) 頭髮について(個別に配慮する)
 - ① 清潔で工業人として実習等危険の生じない髪型とする。
 - ② 脱色、着色、またはパーマ等、不要な加工を禁止する。
- (4) 装飾品及び化粧について
 - ① 指輪、ピアス等の装飾品は身につけないこと。
 - ② 化粧はしないこと。
- (5) 所持品について
 - ① 学校生活に必要なもの(ゲーム類、菓子類、私服等)は持ち込まない。
 - ② ナイフ・危険遊具・薬物などは絶対に持ち込まない。
- (6) その他
 - ① 履物は、黒・茶革靴、又は、華美でない運動靴とする。ハイヒールやブーツ及び黒・茶以外の革靴、コンビの革靴、サンダルは使用しない。(高価なものは履かない)
 - ② 通学カバンは華美でないものを使用すること。カバンを持たないでの登下校を禁止する。
 - ③ コート及びジャンパーを使用する場合は、華美でないものを使用すること。
 - ④ セーターやカーディガンは、白・黒・紺・グレー・ベージュ等の華美でないものを使用する。セーターやカーディガンは制服の中に着用し、セーターやカーディガンの姿での生活は禁止する。
- 7 原動機付自転車、自動二輪、自動車の免許取得についての規定
 - (1) 原則、自動二輪の免許取得、乗車を禁止する。

ただし、就職条件に「自動二輪免許取得」が求められている場合に限り、校長が必要と認めた上で、免許の取得可能とする。運転については就職後とし、免許証の保管は家庭で適切に行うことを条件とする。
 - (2) 原動機付自転車の免許取得、乗車を禁止する。ただし、家事の手伝い等特別な事情で原動機付自転車の乗車を必要とする場合は、4者面談(担任、生徒指導部、保護者、生徒)の上、許可を受ける。定められた手続きをしないで原動機付自転車の免許取得、乗車を行った場合は内規による処分を受ける。
 - (3) 普通自動車の免許取得については、第3学年の11月1日より教習所へ通うことを認める。その際、所定の用紙を学校へ提出する。運転免許を取得した場合、卒業するまでは運転を禁止する。(やむを得ない事情の場合は教習所入所時期を考慮する)

令和4年4月1日 改訂・施行
令和7年4月1日 改定・施行